

田村市店舗バリアフリー改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内業者の事業活動を支援し、もって地域経済の活性化を図るとともに、高齢者、障害者等の社会参加を促進するため、店舗のバリアフリー改修工事を行う者に対し、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 直接顧客等と対面して商品の販売又は役務の提供等を行う事業の用に供している建物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係る店舗を除く。）をいう。
- (2) バリアフリー改修工事 次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 廊下、階段、通路等の段差解消、手すりの設置、床の滑り防止又は点字ブロックの設置工事
 - イ 通路又は開口部の幅の拡張工事
 - ウ 洋式便器等への取替工事
 - エ その他市長が店舗における移動の円滑化及び安全性の向上に関し改善されるものとして認める工事
- (3) 市内業者 本市に事業所を有し、バリアフリー改修工事を行う業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に自らが営む店舗を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当するもの及び医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員数が20人以下のものをいう。）
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象となるバリアフリー改修工事)

第4条 補助金の交付の対象となるバリアフリー改修工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 市内業者が施工するものであること。
- (2) 工事に要する経費が5万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。
- (3) 当該工事について市から他に補助等を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内においてバリアフリー改修工事に要した経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田村市店舗バリアフリー改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて事業開始の1箇月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) バリアフリー改修工事に要する経費の見積書
- (2) 改修計画図その他改修方法を示す図書

- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 店舗の所有者が確認できる書類
- (5) 店舗バリアフリー改修工事実施同意書（店舗が自己所有でない場合に限る。）（様式第2号）
- (6) 登記事項証明書その他第3条第1号に規定するものに該当することが確認できる書類
- (7) 収支予算書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一店舗及び同一人につき1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知する。

（変更の申請及び承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する交付申請の内容等を変更しようとする場合は、田村市店舗バリアフリー改修事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費の5分の1以上を変更するとき。
- (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
- (3) 事業を中止するとき。
- (4) 事業実施時期を変更するとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、田村市店舗バリアフリー改修事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により補助決定者に通知する。

3 その他、第1項に該当しない事業計画の変更がある場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（状況報告及び実地調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象工事の施工状況に関し、補助決定者及び市内業者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の概算払）

第10条 市長は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金を概算払の方法により交付をすることができる。

2 補助決定者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、事業が完了したときは、田村市店舗バリアフリー改修事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（様式第8号）
- (2) 工事代金領収書

- (3) 工事施工箇所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類等
(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容の審査及び現地調査を行い、規則第15条の規定により交付する補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により補助決定者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、田村市店舗バリアフリー改修事業補助金交付請求書(様式第9号)による補助決定者の請求に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は平成31年4月1日から施行する。